

千葉県産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産婦（産後おおむね2週間から4週間程度までの出産後間もない時期の産婦。以下「産婦」という。）の産後うつや早期発見や新生児への虐待予防等を図るため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的として、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定により実施する産婦健康診査（以下「健康診査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 健康診査の実施主体は千葉県とする。

(実施対象者)

第3条 健康診査の対象者は、本市に住所を有する産婦とする。

(交付方法)

第4条 市長は千葉県母子健康手帳取扱要領（以下「取扱要領」という。）第2条の規定に基づいて本冊及び別冊を交付されたものへ、産婦健康診査受診票（様式第1号及び様式第2号。以下「受診票」という。）を交付する。

2 市長は、取扱要領第3条第2項に規定する交付台帳の作成により、受診票交付の状況を明確にしておくものとする。

3 交付場所は、保健福祉センター及び健康支援課とする。

4 受診票を交付されたものが転出する場合は、転入先の市町村に連絡するよう勧奨指導するものとする。

(実施方法)

第5条 健康診査の実施については、市長が委託した医療機関等（以下「健診機関」という。）で行うものとする。

2 健康診査は、対象者1人につき2回を限度とする。

3 健康診査の受診時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産後おおむね2週間後

(2) 産後おおむね4週間後

4 産婦は、受診票を健診機関に提出して受診するものとする。なお、受診票については、3枚複写とし、1部は請求用、1部は医療機関控用及び1部は母子健康手帳貼付用とする。

(対象となる健診項目)

第6条 本市の健康診査の項目は、次の各号に規定する項目で、かつ、公的医療保険が適用されないものとする。

(1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)

(2) 診察(悪露、乳房の状態、子宮復古状況等)

(3) 体重・血圧測定

(4) 尿検査(蛋白・糖)

(5) エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)

(検査費用の助成)

第7条 市長は、健康診査1回につき、5,000円を上限として、助成するものとする。ただし、保険診療により実施した検査は、助成の対象外とする。

(費用の請求、審査、支払)

第8条 健診機関が健康診査を行った場合、これに要した費用（以下「健康診査料」という。）は、健康診査を実施した月の翌月10日まで（10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）に、千葉県産婦健康診査請求書（様式第3号）

により市長に請求するものとする。

2 市長は、健康診査料の請求があった場合は、内容を審査し、健診機関に支払うものとする。

(事後指導等)

第9条 健診機関は、健康診査の結果に基づき適切な指導を行うとともに、当該結果を母子健康手帳に記入する際は、産婦本人の同意を得るものとする。

(産婦に係る健診機関等との連携)

第10条 千葉市母子健康包括支援担当(以下「支援担当」という。)及び健診機関等は、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、必要に応じて連携を行うものとする。

2 健診機関は、受診した産婦が次の各号のいずれかに該当する場合は、産婦の住所地管轄の支援担当に電話などによる連絡の上、報告するものとする。ただし、医師の判断により継続した支援が必要でないと判断された場合はこの限りではない。

(1) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) 9点以上の場合

(2) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の質問項目10の点数が1点以上の場合

(3) 特定妊婦など、妊娠中から支援担当と共同で支援していた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、医師の判断により、身体面、精神面等による継続した支援が必要であると判断した場合

3 前項により報告を受けた支援担当は、健康診査の結果を踏まえ、産後ケア事業等の必要な継続支援を実施するものとする。

(市民への周知)

第11条 市長は、健康診査の円滑な実施を図るため、妊娠届出時その他、母子保健サービス実施時において周知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、施行の日以降に出産した産婦の健康診査について適用する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年度に限り、この要綱の施行の日前に既に妊娠の届出のあった者に受診票を交付することができる。

(準備行為)

3 この要綱の規定による受診票の交付その他この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(作成済みの書類に関する経過措置)

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。